

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 USEN WORKING

許可番号（13－ユ－309611）

職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・ 職種は 全職種
- ・ 地域は 国内、インドネシア共和国、ミャンマー連邦共和国

●手数料に関する事項

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。
- ・ 求人者から徴収する手数料については下記（消費税を除く）のとおりです。

【一般登録型】

基本報酬

求人受理時の事務費用 1,000 円

※手数料負担は求人者とします

成功報酬

(1) 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担は求人者とします

(2) 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担は求人者とします

【サーチ/スカウト型】

基本報酬

(1) 求人受理時の事務費用 1,000 円

※手数料負担は求人者とします

(2) 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

一求人当たり次の額を上限とします。

着手金	3 万円
活動 1 日あたり	4 万円
(または、活動 1 時間あたり)	5000 円

※手数料負担は求人者とします

成功報酬

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担は求人者とします

【再就職支援型】

基本報酬

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

着手金	1 万円
相談・助言終了時	3 万円

※手数料負担は関係雇用主とします

成功報酬

(1) 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 50 万円

※手数料負担は関係雇用主とします

(2) 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

※手数料負担は求人者とします

※上記手数料に消費税は含みません

※具体的な手数料につきましては、個別の職業紹介契約時にご提示いたします申込書または契約書にてご確認ください

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 金 成植 連絡先 (03) 6820-1636

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

(1) 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の金 成植です。

(2) 当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 金 成植とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の金 成植とする。

●返戻金制度に関する事項

・当社の返戻金制度は、以下の規定に基づき、求人者の皆さまに対して適用されます。

ご利用いただくサービスの内容や契約条件により、返戻金の規定が異なる場合がございます。

なお、求人者の皆さまと当社との契約において、以下とは異なる定めを設ける場合がございます。

対象サービス：Ucare

返戻条件	なし
------	----

対象サービス：STAY WORKER（アルバイト）

返戻条件	なし
------	----

対象サービス：STAY WORKER（アルバイト以外）

返戻条件	入社後 30 日以内の退職
------	---------------

返戻率	人材紹介手数料として受け取った額の 100%
条件	採用決定者が、自己都合で退職した場合又は当該採用決定者の責に帰すべき事由により会社から解雇された場合

対象サービス：U キャリア

返戻条件	6 ヶ月未満の退職
返戻率 6 ヶ月未満の退職は以下入社後の期間に応じて返戻いたします	入社後 1 ヶ月未満の退職の場合：80% 入社後 3 ヶ月未満の退職の場合：50% 入社後 6 ヶ月未満の退職の場合：10%
条件	採用決定者が、自己都合で退職した場合又は当該採用決定者の責に帰すべき事由により会社から解雇された場合